

農作業事故防止に向けた重点啓発事項

山梨県 農政部

共通事項

- ・できる限り、一人での作業は行わない
- ・作業時は安全に配慮した服装を心がけるとともに
ヘルメットなどの防護用具を着用する

1. トラクター、農薬散布車の転落・転倒事故の防止

- ・走行中、作業中にスピードを出しすぎない
 - けん引中、薬液の積載時は特に注意する
- ・土手などへの乗り上げ、脱輪による転倒に注意する
 - ほ場や移動路の危険箇所を確認、補修する
 - 除草などにより危険箇所がわかるようにする

2. 農業機械(乗用草刈り機、運搬車、耕うん機)との挟まれ事故の防止

- ・走行・作業中は常に周囲に注意する
 - 低い枝や支柱の近くでの走行・作業を避ける
 - 危険箇所にはあらかじめ目印をつけておく
 - 耕うん機(管理機)では、特に後進の際に注意する

3. 高所からの転落事故の防止

- ・脚立での作業は安定した体勢で行う
 - 安定した場所に開脚防止チェーンを掛けて使用する
 - こまめに移動し、無理な体勢で作業しない
- ・高所作業車は安全を確認しながら使用する
 - 凹凸のあるほ場では、転倒の恐れがあるので使用しない
 - 作業台を上昇させたまま走行しない
 - 走行中は、枝や支柱等との接触、挟まれ事故に注意する

農作業中の熱中症にも注意しましょう